（令和８年分用）「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件チェックシート

（はじめにお読みください。）

1　このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の６）の適用を受けるため（※）の適用要件を確認する際に使用してください。

2　「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

3　このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

4　被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。

5　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の８）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件チェックシートを使用してください。

※　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２）の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』（一般措置）の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：　　**被相続人氏名：**

相続人等（特例適用者）

住　所

氏　名

電　話　（　　）

関与税理士	所在地		
	氏名	電話	

項目		確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料
被相続人	⑴　⑵の場合以外の場合ですか。		はい		－
	相続開始前のいずれかの日	①　その会社の代表権（制限が加えられたものを除きます。以下同じです。）を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○　登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の直前（注1）	②　被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50％超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		③　被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者（会社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	⑵　その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の７の５第１項、第70条の７の６第１項又は第70条の７の８第１項の規定（以下「特例措置」といいます。）の適用を受けている者等がいますか。		はい		○　相続税の申告書第８の２の２表の付表１など
後継者（相続人等）	相続開始の直前	○　その会社の役員ですか（被相続人が70歳未満で死亡した場合及び後継者が円滑化省令の確認を受けた特例承継計画に記載されている特例後継者である場合を除きます。）。（注4）・（注5）	はい	いいえ	○　登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時	①　次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ　その会社の非上場株式等の取得が最初の特例措置の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈による取得である場合 平成30年１月１日から令和９年12月31日までの間の相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）による取得ですか。 ロ　イの場合の以外の場合 イの最初の取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続等による取得ですか。（注6）	はい	いいえ	○　認定書の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		②　後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50％超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		③　次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ　後継者が１人の場合 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その後継者以外の特例措置の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		ロ　後継者が２人又は３人の場合 総議決権数の10％以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい	いいえ	○　株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の日の翌日から5か月を経過する日	○　その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○　登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時から申告期限まで	○　特例対象非上場株式等の全てを保有していますか。（注7）	はい	いいえ	○　相続税の申告書第８の２の２表の付表１など
	申告期限まで	①　その会社の株式等について、租税特別措置法第70条の７第１項、第70条の７の２第１項又は第70条の７の４第１項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○　相続税の申告書第８の２の２表の付表１など
		②　円滑化省令第17条第１項の確認（同項第１号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第１項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの）を受けた会社の特例後継者ですか。（注4）・（注8）	はい	いいえ	○　確認書の写し

※　２面に続きます。

（１面からの続きです。）

項目	確認内容（適用要件）		確認結果		確認の基となる資料
会社	相続開始の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。（注4）	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。（注9）	はい	いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。 また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注10）	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は１名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第２条第２号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は５名以上ですか。（注11）・（注12）	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注13）・（注14）	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注15）	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第１項第８号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。（注16）	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70％未満ですか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第８の２の２表の付表１など

（注）１　代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

２　「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の６第14項において準用する同令第40条の８の２第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

３　「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

４　「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

５　災害等（租税特別措置法第70条の７の６第26項において準用する同法第70条の７の２第32項に規定する災害等をいいます。以下14において同じです。）が発生した日から同日以後１年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の７の２第31項第１号、第２号又は第４号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件は不要とされます。

６　「特例経営承継期間」とは、この特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限※の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

⑴　後継者の最初のこの特例の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限※の翌日以後５年を経過する日

⑵　後継者の最初の租税特別措置法第70条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限※の翌日以後５年を経過する日

※　災害等により申告期限の延長がされる場合には、その延長後の申告期限となります。

７　「特例対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の７の６第１項に規定する株式等をいいます。

８　「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第１号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第１項の確認は、令和９年９月30日までに円滑化省令第16条第１号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。

９　「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

10　「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の６第８項において準用する同令第40条の８の２第９項に規定する会社をいいます。

11　「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の６第７項において準用する同令第40条の８の２第８項に規定する会社をいいます。

12　会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50％超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の８第９項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。

13　「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の６第６項において準用する同令第40条の８の２第７項に規定する会社をいいます。

14　災害等が発生した日から同日以後１年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の７の６第26項において準用する同法第70条の７の２第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件は不要とされます。

15　「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の８の６第９項において準用する同令第40条の８の２第10項第１号に規定する総収入金額をいいます。

16　「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の８の６第１項第２号に掲げる者をいいます。

（令和８年分用）「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート

（はじめにお読みください。）

1　このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の６）の適用を受けるため（※）の提出書類を確認する際に使用してください。

2　このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。

3　被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。

4　「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の７の８）の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシートを使用してください。

※　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の７の２）の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』（一般措置）の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：　　被相続人氏名：

相続人等（特例適用者）

住　所

氏　名

電　話　　（　　）

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

	提出書類	ﾁｪｯｸ欄
1	**会社の株主名簿の写しなど**、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての**株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等**（その会社が証明したものに限ります。）	□
2	相続開始の時における会社の**定款の写し**（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	□
3	**遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）**	□
4	円滑化省令第７条第14項の都道府県知事の**認定書**（円滑化省令第６条第１項第12号又は第14号の事由に係るものに限ります。）**の写し**及び円滑化省令第７条第７項（同条第９項において準用する場合を含みます。）の**申請書の写し**	□
5	円滑化省令第17条第５項の都道府県知事の**確認書の写し**及び同条第２項の**申請書の写し**	□
6	**担保提供書及び担保提供関係書類**　※担保提供関係書類の主なもの（担保が特例対象非上場株式等の場合） ⑴　株式の場合 イ　株券発行会社の場合 ・供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） ロ　株券不発行会社の場合 ・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※　質権設定後に、会社法第149条第１項の書面及び印鑑証明書（その書面に押印したもの）を提出する必要があります。 ⑵　出資の持分の場合 ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例対象非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける特例経営承継相続人等が持分の全部を担保提供する場合に限ります。）	□

＊　「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の適用要件チェックシート（２面）における（注）５又は14に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。